

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.5

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。
今回は健康保険被扶養者認定についてです。

Q

妻を扶養家族としていますが、最近出勤日数が増え、月によっては12万円であったり、11万であったりします。この場合、扶養家族の非該当届を提出しなければなりませんか？



会社員（男性）

A

健康保険被扶養者認定については、年間収入が130万円未満であることが要件の一つとされています。この年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者（加入している健康保険組合）が判断することとしており、その認定に当たっては、過去の収入、または将来の収入の見込みなどを用いることとしています。



城間先生

Q

では、どうなるのでしょうか???

A

例えば、認定時（前回の確認時）には想定しなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3カ月の収入を年間に換算すると130万円以上になる場合であっても、今後1年間の収入が130万円未満になると見込まれる場合には引き続き、被扶養者として認定されます。

Q

それが聞いて良かったです！では一時的なものであれば扶養家族としていいんですね。

A

また、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給または恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上なった場合においても、原則として、被扶養者認定が遡って取り消されることはありません。

被扶養者の認定の詳細については、被保険者の方がお勤めの会社や、加入している健康保険組合、協会けんぽへご相談下さい。



その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

9月：3日（金）、10日（金）、17日（金）、24日（金）

10月：1日（金）、8日（金）、15日（金）、22日（金）、29日（金）

各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

